

日本家族心理学会 倫理綱領

〈一般綱領〉

日本家族心理学会会員は、基本的人権を尊重し、自らの研究や実践活動が、個人、家族および社会の多様性の上に成立するものであることを認識し、その福祉と健全な発達および発展に寄与するよう努めなければならない。また自らの営為が人々の生活や人生のみならず社会に及ぼす影響の重大さを自覚し、社会的責任を負わなければならない。そのため以下の綱領を定めるものとする。

- 1 日本家族心理学会会員（以下、会員とする）は、全ての人々が持つ基本的人権を尊重する
- 2 会員は、家族心理学的支援を求めてきた人とその関係者、および、調査・研究の協力者に対して、また、家族心理学的支援の実践活動と研究に携わる専門家の教育・研修・スーパーヴィジョン、および、専門職やコミュニティメンバーとの連携・協働・コンサルテーションなどをするにあたって、相手の自由意思と自己決定を尊重し、福祉と尊厳に最大限の配慮を行う。
- 3 会員は、十分な教育・訓練と継続的な研鑽によって専門的技能と倫理を身につけ、学問上および専門職上の自覚と責任をもって活動する。
- 4 会員は、公平・平等の尊重と、社会文化の多様性への感受性を持ち、関係の枠組みを理解し、自らの活動の社会的・人道的な意義と与える影響とを十分に認識して、高潔な精神を持ち、個人および個人が関わる社会の健全な発達および発展に貢献するよう努める。

＜倫理基準＞

第1章 総則

(目的)

第1条 日本家族心理学会は、上記一般綱領の精神に基づき、本倫理基準を定める。

(定義)

第2条 本倫理基準において、日本家族心理学会会員（以下「会員」とする）の専門的業務における「相手」とは次の4種とする。

- (1) 臨床実践活動におけるクライアント・家族またはその関係者
- (2) 研究活動における研究協力者
- (3) 教育・研修・スーパーヴィジョンの活動における学生・研修生・スーパーヴァイザー
- (4) 連携・協働・コンサルテーションの活動における専門職やコミュニティメンバー

(活動や社会との関係における 相手への尊重と専門職としての責務)

第3条 会員は、専門的業務にあたって、相手との間に信頼関係を形成するよう努め、相手の人権と人の尊厳に対する敬意に基づいて、相手の知る権利と自由意思・自己決定を最大限に尊重する。そして、その専門業務関係において相手が意思と能力を最大限発揮することができるように、具体的な配慮と手続きを意識的に実践する。

- 1 会員は、相手の属性や社会文化の多様性（相手の年齢・性別・性的指向性・社会的地位や信条・価値観など）を尊重し、関係の枠組みがはらむ力関係への感受性を持って、自らの活動の影響を理解し、起こりうる問題への対処や事前の防止に努める。
- 2 会員は、相手の福祉や発達・健康・安全の増進および権利擁護のために、必要で適切と考える行動をとる。何らかの利益の相反が生じた場合には、原則として、会員の専門的業務の目的となっている相手の利益を優先する。もし、所属機関や社会などとの間で葛藤がある場合には、よりよい活動を可能にするために、必要に応じて、本倫理綱領に定められている内容の理解を促進するような働きかけを行うよう努める。
- 3 会員は、研究活動にあたって、学問と社会に対する責任を自覚し、研究協力者の人権の尊重と、起こりうる危害の防止に真摯に取り組み、関係する他の研究者の権利の尊重などの研究倫理にも適切に配慮して研究活動を行う。また、自らの研究のもたらす社会的・人道的・政治的意義と持ちうる影響について十分に配慮し、研究上の根拠と意義に基づいてその成果を歪曲・誇張なく誠実に公表して、社会に貢献するよう努める。
- 4 会員は、他の専門職やコミュニティメンバーとの連携・協働やコンサルテーションにおいて、相手の専門性や理念・目的などを尊重する。
- 5 会員は、出版物・マスコミを通じた発言や講演、および、個人的なホームページやブログなどの社会に対する発言においては、その信頼性・妥当性の維持と起こりうる影響に十分に留意する。

第2章 インフォームド・コンセント

(専門業務全般におけるインフォームド・コンセント)

第4条 会員は、専門業務を行うにあたって、相手の自由意思・自己決定を尊重し、相手からインフォームド・コンセント（説明に基づいた同意）を得る。

- 1 インフォームド・コンセントを得る際、会員は、相手の自由意思・自己決定が力関係などによって妨げられることのないように、関係性の枠組みを整える。また、必要性や求めに応じて、すみやかなインフォームド・コンセントの見直しが、随時できることを保障する。
- 2 低年齢、障がいの種類、基盤となる文化などによる相手の特徴のために、説明を理解した上で意思決定が難しい場合には、会員は、しかるべき配慮の手続きを手配し、本人に十分な説明を行う。もしインフォームド・コンセントを与えるための理解力が不十分であると判断した場合には、会員は、必要に応じて、保護者や後見人などの適切な代諾者を設定して、代諾者からインフォームド・コンセントを得る。
- 3 会員は、研究活動や臨床実践活動において音声・映像を記録する場合には、その目的・必要性和、その記録の利用方法・保存方法・保存期間、その記録にアクセスできる人の範囲、および、起こりうるリスクなどを相手に説明して、インフォームド・コンセントを得る。
- 4 インフォームド・コンセントを得るにあたっては、必要に応じて、書面による同意を得る。

(研究活動におけるインフォームド・コンセント)

第5条 会員は、研究活動に特有な以下のようなインフォームド・コンセントを得る。

- 1 会員は、研究協力者の心理的な負担や苦痛について、また、研究計画によっては研究協力機関の負担についても配慮して計画を立案し、研究協力についてのインフォームド・コンセントを得る。
- 2 会員は、研究協力者のインフォームド・コンセントを得る際、研究への協力は自由意思によること、いつでも協力を打ち切ることが可能であるという中途撤退の権利、および、非協力による不利益がないことなどを、明示的に保障する。
- 3 会員は、研究活動によって得た情報を、インフォームド・コンセントを得た研究目的と使用方法のみに限定して使用する。

(臨床実践活動におけるインフォームド・コンセント)

第6条 会員は、臨床実践活動に特有な以下のようなインフォームド・コンセントを得る。

- 1 会員は、臨床実践活動におけるインフォームド・コンセントを得る際は、相手の自己決定を尊重し、業務の透明性を確保する。具体的には、契約内容（目的、方法、資格、中断や終結、守秘義務とその限界、料金など）について、インフォームド・コンセントを得る。また、情報開示を求められたときには原則としてそれに応じる。
- 2 臨床実践において、個人とその家族・重要な関係者など複数の人との関係における専門的業務、および、複数のシステムと関わる専門的業務にあたっては、それぞれが見なす問題や求める内容の食い違いによって、一部の人が不利益や危害を受ける可能性がある。会員は、この点を適切に見立て、インフォームド・コンセントを適切に得て活動することによって、起こりうる不利益や危害を最大限防止する。

- 3 会員は、メールを用いたカウンセリングを行うという判断をした場合には、インターネット特有のリスクと、メール上やネット画面上でのコミュニケーションの特徴をよく理解し、それらについてのインフォームド・コンセントを得てから行う。

第3章 秘密保持

(専門業務全般における秘密保持)

第7条 会員は、専門的業務にあたって、相手に危害を与えないよう、個人情報や相談内容などの専門的関係性に関わる情報と相手のプライバシーを、保護し守秘する。秘密保持の実行のために、相手から得たインフォームド・コンセントに基づいて、具体的に適切な方策を講じる。

- 1 会員は、研究活動・臨床実践活動での専門的業務における記録（音声記録・映像記録、および、紙媒体や電子媒体での文書記録）を、インフォームド・コンセントの内容に則って、適切に保管・管理・処理する。具体的には、保管方法、保管期間、記録にアクセスできる範囲などを明確にして、細心の注意をはらって厳重に管理・保管する。なお、特に電子媒体による記録に関しては、万一の流出時のリスクを低減するための適切な手段を積極的に講じる。
- 2 会員は、研究（調査研究、事例研究などの臨床実践研究、フィールド研究、など）の結果の公表にあたっては、研究協力者や関係者・関係機関に負担・不利益・危害を与えないよう、インフォームド・コンセントの内容に則って、プライバシーの保護などの手段を積極的に講じる。
- 3 本倫理綱領で定める守秘は、専門的業務関係を離れてからも持続する。

(臨床実践活動における守秘の例外)

第8条 会員は、臨床実践の専門的業務開始時に秘密保持についての説明にあたって、事前に、守秘の例外についてインフォームド・コンセントを得る。守秘の例外とは、自傷他害の緊急のおそれや法の定めによる場合などである。

(家族やシステムと関わる臨床実践活動に特有の秘密保持)

第9条 会員は、家族やシステムと関わる臨床実践活動に特有の秘密保持について、適切に実行する。

- 1 個人とその家族・重要な関係者などの複数の人や複数のシステムと関わる専門的業務にあたって、何らかの情報の共有が支援的となる場合がありうる。会員は、守秘の範囲の変更が望ましいと判断した場合には、原則として事前に相手と話し合い、情報共有の範囲と共有される内容などの守秘の変更点に関してインフォームド・コンセントを得る。
- 2 家族やカップルとのカウンセリングなど、複数の人との心理療法においては、会員は、秘密保持に関して、相手の一人ひとりを尊重して特有の配慮を行う。なお、この点について必要に応じて、文書による取り決めを行う。
- 3 専門的吟味・判断によって、他職種やコミュニティメンバーなどとの連携・協働における情報の共有が支援にとって必要で有益と考える場合がありうる。その場合には会員は、まず、連携・協働の対象の範囲、および、共有する内容について明確化する。そして、原則として、支援の相手本人のインフォームド・コンセントを得た後に、連携・協働の相手と協議して秘密保

持の原則と、秘密保持をするメンバーの範囲を明確化・相互了解した上で、支援のために必要最低限度の情報を共有し、このことを記録する。

第4章 多重関係における境界の管理

(危害をもたらす多重関係の回避・禁止)

第10条 会員は、専門的業務においては、相手に危害をもたらすリスクの高い多重関係を、でき得る限り避ける。多重関係とは、専門的業務のための契約に基づく関係と専門的業務以外の関係とが重なる場合、例えば、カウンセラー－クライアント関係を持ちつつクライアントとの恋愛関係になる場合、また、二種の専門的業務関係を持つ機会がある場合などである。

(回避困難な多重関係における境界の管理)

第11条 専門的業務における多重関係の中には、その関係が不可避な場合、または、場合によっては福利をもたらす可能性が高いと判断する場合があります。そのような場合、会員は、適切な配慮の手続きを積極的に講じる。多重関係が不可避あるいは避けることが困難な場合とは、例えば、専門的業務のための契約に基づく関係と専門的業務以外の地域コミュニティでの避けられない関係の両方がある場合や、二種の専門的業務関係、例えば、教員－学生関係でありつつ、スーパーバイザー－スーパーバイジー関係を持つ場合などである。

- 1 多重関係が不可避あるいは避けることが困難な場合、会員は、その起こりうるリスク、起こりうると見なした利益と、意図しない危害のリスクを見立て、リスク低減の配慮と適切な手続きなどについて、事前に慎重に吟味して記録する。そして、これらの点について相手からのインフォームド・コンセントを得る。
- 2 会員は、その専門的業務での関係において、例えば、セラピストから研究者へなど、役割の変化・移行や往復がある場合には、原則として、その必要性と起こりうる利益と不利益などを説明して、改めて相手からインフォームド・コンセントを得る。また、そのことによるリスクを最小限に留めるよう努める。

第5章 専門職としての能力の自覚と研鑽

(専門職としての能力の自覚と研鑽)

第12条 会員は、本学会の目的・使命を実現するよりよい臨床実践活動・研究活動のために、専門職としての能力の自覚と、専門職としての資質・技能の向上と研鑽に努める。

- 1 会員は、十分な教育・訓練・研修を受け、さらに、専門的知識・技能と臨床倫理・研究倫理を身につけるよう、継続的に研鑽を積む。
- 2 会員は、自分の専門職としての能力・技能の範囲と限界を自覚し、その範囲内で専門的業務・活動を行う。

- 3 会員は、臨床実践活動において、その相手にとって利益があると判断した限りにおいて、その専門業務関係を継続する。もし、その関係を中断することが適切であると判断した場合には、相手の状態などに配慮して、そのことを相手と共有するために話し合い、必要に応じて適切な紹介先につないで、相手に不利益が生じないように努める。
- 4 会員は、専門的業務において相手に害を及ぼす可能性に気づくよう努め、必要に応じてスーパーヴァイザーなどに支援を求める。

第6章 教育・訓練とスーパーヴィジョンにおける責務

(学生・研修生・スーパーヴァイジーに対する責務)

- 第13条 会員は、教育・研修やスーパーヴィジョンを行うときには、学生・研修生やスーパーヴァイジーとの関係において、信頼関係を形成するよう努め、力関係の枠組みが持ちうる影響に対処し、社会文化的多様性と相手の自由意思・自己決定を尊重する。そして、それを具体化するための配慮と手続きを意識的に実践する。
- 1 会員は、教育・訓練やスーパーヴィジョンにおいて、相手との間で、インフォームド・コンセント、秘密保持、多重関係における境界の管理、および、能力の自覚と研鑽についての倫理を遵守する。また、特にスーパーヴァイジーの心理療法が必要な場合は、スーパーヴァイザーは実施せず、それを判断し、伝え、リファーすることなどについて、特有のインフォームド・コンセントを得る。
 - 2 会員は、スーパーヴィジョンを行うときには、スーパーヴァイジーが倫理綱領・倫理基準を理解して、クライアントとの関係において遵守するよう援助する。

(スーパーヴァイジーのクライアントに対するスーパーヴァイザーの責務)

- 第14条 会員は、クライアントの福祉のためにモニターする義務を持ち、緊急事態への対応の必要性や、臨床実践を妨げる可能性のあるスーパーヴァイジーの限界に対して、必要に応じて援助する。場合によっては、見立てに基づいた勧告を行う。

第7章 倫理意識の相互啓発および倫理問題への対応

(倫理意識の相互啓発)

- 第15条 会員は、本倫理綱領・倫理基準を遵守し、専門職としての倫理意識の向上を目指して、相互啓発に努める。会員は互いに、倫理的に不適当と考えられるような臨床実践・研究活動については、自覚を促し合って是正に努める。

(倫理問題への対応)

- 第16条 重大な倫理的問題が起こっていると考えられる場合や、そのような訴えが寄せられた場合には、常任理事会において対応を審議する。

第8章 改廃の手続き

第17条 本倫理綱領の改廃については、常任理事会で審議し、理事会および総会で承認する。

付則

1. 本倫理綱領の一般綱領は、平成21年8月22日より施行する。
2. 本倫理綱領の一般綱領について、平成22年8月21日に一部改定し、同日より施行する。
3. 本倫理綱領は、平成22年8月21日より施行する。